⑼　専任の主任（監理）技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、主任（監理）技術者とは別に同等以上の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（入札説明書等参照）。
⑽　申請書等の作成及び提出に要する費用は原則として提出者の負担とする。
⑾　提出された申請書等は、原則として返却しない。
⑿　手続における交渉の有無　無
⒀　契約書作成の要否　要
⒁　本工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本工事の請負契約の相手方と特命契約により締結する予定の有無　無
⒂　関連情報を入手するための照会窓口・手続に関する問い合わせ先は、上記４⑴に同じ。
⒃　競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書等を提出することができるが、入札に参加するためには、競争参加資格確認結果通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。
⒄　共同企業体（経常建設共同企業体を含む。）を構成する場合は、構成員毎に主任技術者又は監理技術者を必ず１名以上選定しなければならない。なお、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の総額とする。）が4,000万円以上になるときは、構成員のうち１者は監理技術者を設置しなければならない。
⒅　本工事は、競争参加資格として「配置予定の技術者等」の配置要件を設けず、契約締結後の配置要件とする工事である。
⒆　契約締結後に配置する技術者の要件　本工事に設置される主任（監理）技術者は専任で配置しなければならない。なお、専任を要する期間は、工事現場が稼働している期間（準備工の期間を含む。）とする。現場代理人又は主任（監理）技術者のうち、いずれかの者が従事役職にかかわらず元請としてしゅん功した次に掲げる工事経験を有すること。途中交代する場合も、同等以上の工事経験を有すること。
求める経験　電波法で定める無線局種別が基地局の無線装置について、機器の設置及び試験調整を実施した工事
・工事経験について、工事のしゅん功した年度については問わない。
・特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ実績として認める。ただし、現場代理人としての経験においては、共同企業体の形態及び出資比率にかかわらず経験として認める。
⒇　詳細は入札説明書による。

6　Summary
⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Shinichi Kataoka, Director General of Kanazawa Branch, Central Nippon Expressway Company Limited
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Replacement work of Variable road Mobile radio equipment in Hokuriku Expressway between Kinomoto interchange and Asahi interchange and other interchanges
⑷　Due date for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 26 October 2020
⑸　Due date for the submission of tenders by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 9 December 2020 (Tenders submitted by registered mail, 4 : 00 P.M. 9 December 2020)
⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese
⑺　Contact point for tender documentation : Contract Division, General Affairs and Corporate Strategy Department, Kanazawa Branch, Central Nippon Expressway Company Limited. 170, Kaminomachihigashi, Kanazawa-shi, Ishikawa-ken, 920―0365 TEL 076―240―4935

入札公示

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

次のとおり業務提案書の提出を招請します。
令和２年９月４日
首都高速道路株式会社
代表取締役社長　宮田　年耕

◎調達機関番号　420　◎所在地番号　13
1　業務概要
⑴　品目分類番号　73
⑵　業務名　（高改修）更新・建設局における事業に関わる広報（2020年度）
⑶　業務内容
本業務は、更新・建設局における事業（日本橋区間地下化事業、東品川桟橋・鮫洲埋立部更新事業、池尻・三軒茶屋出入口付近更新・付加車線増設事業、高速大師橋更新事業、新大宮上尾道路（与野～上尾南）新設事業）のPRに資する広報及び工事に伴う通行止め等広報を行うものである。
＜広報する対象工事＞
①　日本橋区間地下化事業
②　東品川桟橋・鮫洲埋立部更新事業
③　池尻・三軒茶屋出入口付近更新・付加車線増設事業
④　高速大師橋更新事業
⑤　新大宮上尾道路（与野～上尾南）新設事業
＜業務内容＞
①　日本橋区間地下化事業
・事業広報の戦略検討
・チラシの企画・制作・印刷・配送
・ポスターの企画・制作・印刷・配送
・周辺施設広報
・ホームページの更新管理
・地元イベント対応
②　東品川桟橋・鮫洲埋立部更新事業
・ホームページの更新
・広報デザインの更新
③　池尻・三軒茶屋出入口付近更新・付加車線増設事業
・ホームページ更新
④　高速大師橋更新事業
・ホームページ更新
⑤　新大宮上尾道路（与野～上尾南）新設事業
・ホームページ更新
⑷　履行期間　契約締結日の翌日から令和４年３月31日まで
⑸　その他
本業務は、提出された参加表明書及び業務提案書を審査した結果、業務提案書の評価点が最高の者であり、かつ、業務規模として定めた金額の範囲内で有効な見積書を提出した者を契約の相手方として特定する公募型プロポーザル方式（標準タイプ）（政府調達協定対象）の対象業務である。
2　競争参加資格
⑴　首都高速道路株式会社契約規則実施準則（平成23年準則第１号）第73条の規定に該当しない者であること。
⑵　１都３県（東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県）のいずれかに本社、支社もしくは営業所等の拠点を有し、急な打合せを要する案件が発生した場合、翌営業日までに当社における打合せに出席することができること。
⑶　以下に示す同種業務または類似業務について、平成22年度以降に完了した業務において、１件以上の実績を有する者であること。
同種業務：首都高速道路㈱、東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱、本州四国連絡高速道路㈱、名古屋高速道路公社、福岡北九州高速道路公社又は広島高速道路公社が行う高速自動車国道又は自動車専用道路の広報業務（地元イベント、工事通行止め、ＥＴＣ利用促進）
類似業務：同種業務で定める道路以外の道路構造令で定める道路、鉄道等公共交通に関わる広報業務（地元イベント、工事通行止め、利用促進等）
3　業務提案書の評価基準
⑴　業務提案書による評価
①　業務実績
②　業務実施体制
③　提案内容
⑵　ヒアリングによる評価
①　提案内容（事業広報の戦略検討、出入口閉鎖に伴う広報（日本橋区間地下化事業）、事業のＰＲ（東品川桟橋・鮫洲埋立部更新事業））
②　取組姿勢・コミュニケーション力
4　手続等
⑴　担当課
首都高速道路株式会社　更新・建設局　総務・経理課　〒141―0032 東京都品川区大崎１－６－３　ＴＥＬ03―5434―7825　ＦＡＸ03―5434―7571